

令和8年度青森市賃上げ・物価高騰対策応援金（中東情勢追加交付）交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、中央最低賃金審議会の目安を上回る最低賃金引上げを行う地域において、エネルギー・食料品等の物価が高騰する中、中東情勢の緊迫化により更なる影響を受けている事業者に対して、当該年度の予算の範囲内で応援金を交付し、もって事業者の賃上げ環境の整備を含む事業の継続に資することを目的とする。

（応援金の対象者）

第2条 応援金の交付の対象となる者は、市内に事務所又は事業所を有する中小企業者等（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる中小企業者及びその他の事業を営む法人（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する公共法人及び中小企業者以外の会社である法人を除く。）をいう。以下同じ。）であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- （1） 令和8年7月15日現在において事業を営んでおり、当該事業を継続していく意思があること。
- （2） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務受託営業を営んでいないこと。
- （3） 青森市暴力団排除条例（平成23年青森市条例第33号）第2条第2号に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者でないこと。
- （4） 政治活動及び宗教活動を目的とする団体その他の応援金の目的に照らして市長が適当でないとする者でないこと。

（応援金の額）

第3条 応援金の額は、1中小企業者等につき法人にあつては5万円、個人事業主にあつては2万5000円とする。

2 応援金の交付は、1中小企業者等につき1回に限る。

（応援金の交付の申請）

第4条 応援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和8年7月15日から同年9月18日までの間に、令和8年度青森市賃上げ・物価高騰対策応援金（中東情勢追加交付）交付申請書兼請求書に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、郵送で申請する場合にあつては、令和8年9月18日までに消印されたものを有効なものとする。

- （1） 確定申告書の写し（当該者に係る初回の確定申告書の提出期限が経過していない者を除き、法人の場合は別表一、個人の場合は第一表）

(2) 住民票（個人の場合に限る。）

(3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項各号に掲げる書類により証明すべき事実を市が保有する公簿等により確認することができるときは、申請者の同意を得て、当該書類の添付を省略させることができる。

（応援金の交付決定及び額の確定）

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、応援金の交付の可否を決定し、応援金を交付することとした場合は、当該応援金の額を確定し、令和8年度青森市賃上げ・物価高騰対策応援金（中東情勢追加交付）交付決定兼交付額確定通知書により申請者に通知するものとする。

（関係書類の保管）

第6条 応援金の交付の決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、応援金に係る関係書類を、当該応援金の交付を受けた年度の翌年度から起算して10年間保管しなければならない。

2 市長は、必要と認めるときは、交付決定者に対し、前項の書類の提出を求めることができる。

（様式）

第7条 この要綱に規定する書類の様式は、別に定める。

（取扱方法）

第8条 この要綱に定めるもののほか、応援金の交付については、青森市補助金等の交付に関する規則（平成17年青森市規則第62号）の定めるところによる。

附 則

（実施期日）

この要綱は、令和8年7月8日から実施する。